

〔平14. 3. 19〕  
〔基礎小8－4〕

# 地方税関係資料

（電子申告等）

## 地方税の申告手続等の電子化について

地方税の申告手続の電子化については、納税者の負担軽減、税務行政の効率化等の観点から、地方税電子化推進協議会（全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国地方税務協議会等から参加）における検討等を踏まえ、取組を進めているところ。

### スケジュールについて

#### （１） １３年度～１４年度

主な税目につきインターネットを利用して地方公共団体が電子申告を受け付けるためのモデルシステムの開発及び実証実験の実施により、地方税電子申告のモデルシステムを構築し、標準的なモデルシステム仕様を地方公共団体に提示。

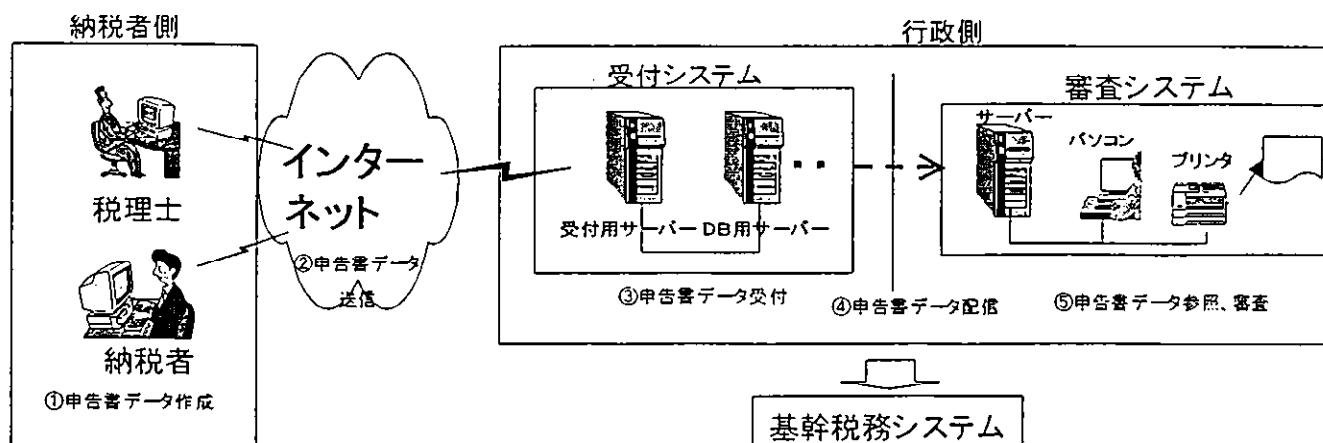
#### （２） １５年度～

個々の地方公共団体におけるシステム導入を促進。

### ※地方税の納税手続について

公金収納のためのネットワークの整備が進むことを前提に、それへの地方公共団体の参加により、収納手続の電子化の一環として自宅に居ながらにして地方税の納税が可能。

電子申告システム全体概念図



## 地方公共団体における行政情報化の取組支援に関する政府の方針

### e-Japan重点計画(平成13年3月29日 IT 戦略本部決定)

#### 5. 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進

##### (3) 具体的施策

##### 1. 行政の情報化

##### ア) 国民、企業と行政との間の情報化

##### e) 地方公共団体の取組支援

すべての国民が IT の恩恵を享受できるようにするためには、住民に身近な地方公共団体の取組が重要となることから、国は、地方公共団体において早急な取組が期待される事項や、それらに対する支援措置を明示する等により、地方公共団体の取組を支援する。

### 規制改革推進3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)

#### Ⅱ 横断的措置事項

##### 1 IT 関係

##### エ 社会・行政の情報化の推進

##### ⑩行政の情報化

##### e 地方公共団体における行政情報化の推進

(d) 国は、地方公共団体が処理する申請・届出等手続のオンラインによる実施を可能とするため、法令等の整備、実施方策の提示等を行うなどの環境整備を推進する。

### 行政改革大綱(平成12年12月1日閣議決定)

#### Ⅳ 行政事務の電子化等電子政府の実現

##### (5) 地方公共団体における行政情報化の推進

iv) 国は、地方公共団体が処理する申請・届出等手続のオンラインによる実施を可能とするため、法令等の整備、実施方策の提示等を行うなどの環境整備を推進する。